**〇四万十市議会分野別意見交換会実施要綱**（平成30年7月19日議会訓令第２号）

（趣旨）

第１条 この訓令は、四万十市議会が実施する分野別意見交換会（以下「意見交換会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条 意見交換会の対象は、市内に所在し、活動する団体（以下「団体」という。）とする。

（開催時期等）

第３条 意見交換会は随時行うものとする。ただし、定例会の会期中を除く。

２ 意見交換会の１回当たりの開催時間は、２時間程度とする。

３ 意見交換会における団体の出席者は、３人以上15人程度とする。

（公平性の確保）

第４条 公平性の確保のため、同一の団体との意見交換会は、前回の開催から半年以内は開催しないものとする。

（意見交換会の内容）

第５条 意見交換会は、団体がテーマを決めて行うものとする。

２ 前項のテーマは、団体の代表者（以下「代表者」という。）が次条の申込みの際に議長に提示するものとする。

（申込み等）

第６条 意見交換会の開催を希望する代表者は、開催希望日の１月前までに、「分野別意見交換会」申込書（様式第１号）を議長に提出しなければならない。

２ 議長は、前項の申込書の提出を受けたときは、当該意見交換会のテーマに関連する常任委員会（四万十市議会委員会条例（平成17年４月18日条例第199号）第２条に規定する委員会（予算決算常任委員会を除く。）をいう。以下同じ。）の委員長と開催の可否について協議するものとする。

３ 前項の協議の結果、議長は、開催を決定したときは「分野別意見交換会」開催決定通知書（様式第２号）により、不開催を決定したときは「分野別意見交換会」不開催決定通知書（様式第３号）により代表者に通知するものとする。

（役割分担）

第７条 意見交換会における司会者及び記録者は、各委員会で協議し、調整する。

（結果報告等）

第８条 意見交換会を実施した常任委員会の委員長は、意見交換会終了後速やかに、「分野別意見交換会」実施報告書（様式第４号）を議長に提出するものとする。

２ 議長は、議会において情報を共有するために、前項の報告書の写しを、全議員に配付するものとする。

（公表）

第９条 議長は、意見交換会の結果について、四万十市議会ホームページ及び四万十市議会だよりにおいて公表するものとする。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。